

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年11月26日
【会社名】	エース証券株式会社
【英訳名】	ACE SECURITIES CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 乾 裕
【本店の所在の場所】	大阪市中央区本町二丁目 6 番11号
【電話番号】	06-6267-2111（代表）
【事務連絡者氏名】	上席部長財務部長 中井 良雄
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区本町二丁目 6 番11号
【電話番号】	06-6267-2111（代表）
【事務連絡者氏名】	上席部長財務部長 中井 良雄
【縦覧に供する場所】	エース証券株式会社 東京支店 （東京都中央区日本橋茅場町三丁目 2 番12号） エース証券株式会社 草津支店 （滋賀県草津市大路一丁目12番12号） エース証券株式会社 橿原支店 （奈良県橿原市内膳町一丁目 3 番14号） エース証券株式会社 芦屋支店 （兵庫県芦屋市大原町 5 番 1 号）

1【提出理由】

当社（以下「エース証券」といいます。）及び丸八証券株式会社（以下「丸八証券」といいます。）は、平成25年11月22日開催の両社取締役会において、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる株式会社エースホールディングス（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）について合意し、本株式移転に係る「株式移転計画書」の作成につき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株式移転において、提出会社の他に株式移転完全子会社となる会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	丸八証券株式会社
本店の所在地	名古屋市中区新栄町二丁目4番地
代表者の氏名	代表取締役社長 伊澤 健
資本金の額	3,751百万円（平成25年9月30日現在）
純資産の額	（単体）5,429百万円（平成25年9月30日現在）
総資産の額	（単体）10,641百万円（平成25年9月30日現在）
事業の内容	金融商品取引業

最近3年間に終了した各事業年度の営業収益、営業利益、経常利益及び純利益

（単体）

事業年度	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
営業収益（百万円）	2,499	2,688	3,029
営業利益（百万円）	143	379	645
経常利益（百万円）	95	345	637
当期純利益（百万円）	76	325	574

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成25年9月30日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
エース証券株式会社	43.07%
中村 吉孝	14.92%
野村土地建物株式会社	5.38%
中村 芙美子	2.16%
クレディ スイス アーゲー チューリッヒ レジデント トウキョウ （常任代理人） 株式会社三菱東京UFJ銀行	1.68%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

(平成25年9月30日現在)

資本関係	エース証券は、丸八証券の発行済株式総数の43.07%の株式を保有しております。
人的関係	エース証券の取締役1名が丸八証券の取締役を兼任しております。 また、エース証券の監査役1名が丸八証券の社外監査役を兼任しております。
取引関係	両社は、証券事業に関する包括的業務提携契約を締結しており、有価証券売買に係る取次ぎの委託等の取引関係があります。

(2) 当該株式移転の目的

背景

エース証券は、大正3年に大阪株式取引所仲買人として創業以来、関西地区を地盤に営業展開し、平成26年2月に創業100周年の節目を迎えることとなります。

一方、丸八証券は、昭和11年に株式取引所取引員として創業以来、東海地区を地盤として営業展開する老舗であり、平成16年11月には日本証券業協会に株式を店頭登録（現、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場）しております。

両社は、対面営業を中心に営業活動を推進しており、お客様に信頼いただける証券会社を目指し、地域に密着したサービスを提供してまいりました。

営業地盤こそ異なるものの、共に地域に根差した長い歴史があり、共通の価値観を持つことから、平成20年11月に証券事業に関する包括的業務提携契約（以下「包括的業務提携」といいます。）を締結いたしました。

また、包括的業務提携に伴いエース証券は丸八証券が発行する転換社債型新株予約権付社債を引受け、平成23年3月に株式に転換し、丸八証券を連結子会社とし資本関係も強化してまいりました。

近年の証券業界は、リーマンショック、欧州債務問題等の世界的金融危機により経営環境は非常に厳しいものでしたが、平成24年12月の安倍政権発足により掲げられた経済政策（いわゆるアベノミクス）により、株式市場も急速に回復するに至り、2020年の東京オリンピック開催も、証券市場にとって大きな材料になると思われれます。

このような好環境を背景に、グループ企業価値をより一層向上させ、安定基盤の構築を図るため、本株式移転により共同持株会社を設立するものであります。

目的

両社は、包括的業務提携のもと、各社の自主性・地域性を尊重しつつ、各々の特長を活かした事業運営を行ってまいりました。

また、エース証券は包括的業務提携に基づき、丸八証券との資本関係を強化し発行済株式総数の43.07%（平成25年9月30日時点）を保有し、実質支配力基準に基づき丸八証券を連結子会社としております。

しかしながら、当グループがシナジー効果を発揮しさらに発展するために、両社が共同持株会社のもとで完全子会社となり、両社を含めた将来のグループ企業に提供すべきサービス・機能を共同持株会社のもとで再編し、事業の効率化に資することが必要であるとの考えに至りました。

共同持株会社を設立し、強固な資本関係を構築することにより、グループが一体となり、昨今の業界再編の流れや環境の変化に対しても、より機動的かつ安定的に対応できるものと考えております。

効果

本株式移転による効果として以下のとおり考えております。

() 営業基盤の拡大

関西地区を地盤とし首都圏、九州にも支店を持つエース証券と、東海地区を地盤とする丸八証券が一体となり、互いに地域補完することで、グループ全体として盤石な営業基盤が拡大し、業容の安定、発展が図れるものと考えております。

また、エース証券が展開している「金融商品仲介ビジネス」においては、金融商品仲介業者の登録件数は240件（平成25年9月30日時点）と同業を営む金融商品取引業者の中で最も多く日本一であり、登録業者の分布は全国に広がっており、新たな地盤の構築も目指してまいります。

() スケールメリットを生かした営業展開

証券会社2社を、共同持株会社のもと完全子会社化することにより、グループとしての営業戦略がより明確になり、お客様に対し迅速にサービスを提供できると考えております。また、グループとしての商品戦略を統一することにより、商品の組成や選定時に、スケールメリットを享受できると考えております。

() コスト削減

エース証券、丸八証券のバックオフィス、システム管理などの管理業務機能を、将来的に共同持株会社のもとで集約、統合することにより、コストの削減を目指してまいります。

() 両社が培ったノウハウの相互利用

エース証券は創業99年、丸八証券も創業77年と共に地域に根付いた長い歴史があり、両社それぞれが、営業上培ったノウハウを持っています。

両社のノウハウを相互利用、集約することにより、将来的にサービスの付加価値向上、業務効率化などのシナジー効果の実現が可能であると考えております。

(3) 当該株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容その他の株式移転計画の内容

株式移転の方法

平成25年11月22日に両社が作成した株式移転計画に基づき、株式移転設立完全親会社である共同持株会社の成立の日である平成26年4月1日をもって、共同持株会社は両社の発行済株式の全部を取得し、その株式に代わる共同持株会社の新株式を両社の株主に対して割当てる予定です。これにより、両社は共同持株会社の完全子会社となります。ただし、今後手続きを進める中で、両社による協議の上、日程を変更する場合があります。

株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

	エース証券	丸八証券
株式移転比率	1	0.51

(注1) 株式の割当比率

エース証券の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を、丸八証券の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式0.51株をそれぞれ割当て交付します。本株式移転により、エース証券又は丸八証券の株主に交付すべき共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端株が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

なお、共同持株会社は、100株を1単元とする単元株制度の採用を予定しております。

(注2) 共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式 70,477,864株

上記数値は、エース証券の発行済株式総数49,875,000株（平成25年9月30日時点）及び丸八証券の発行済株式総数40,429,708株（平成25年9月30日時点）を前提として算出しております。また、両社は、本株式移転の効力発生日の前日までに、それぞれが現時点で保有又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、エース証券が平成25年9月30日時点で保有する自己株式9,051株及び丸八証券が平成25年9月30日時点で保有する自己株式14,188株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。実際に消却される自己株式については、現時点において未確定であるため、共同持株会社が交付する新株式数は変動することがあります。

また、本株式移転の効力発生日の直前までにエース証券の新株予約権等の行使等がなされた場合は、エース証券の発行済株式総数が変動するため、共同持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

(注3) 単元未満株式の取扱いについて

本株式移転により、1単元(100株)未満の共同持株会社の株式(以下「単元未満株式」といいます。)の割当てを受ける株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、自己保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を持株会社から買い増すことも可能となります。

株式移転の日程

株式移転計画承認取締役会(両社)	平成25年11月22日(金)
株式移転に関する基本合意書締結(両社)	平成25年11月22日(金)
臨時株主総会基準日設定公告(両社)	平成25年11月23日(土)
臨時株主総会基準日(丸八証券)	平成25年12月8日(日)(予定)
臨時株主総会基準日(エース証券)	平成25年12月9日(月)(予定)
株式移転計画承認臨時株主総会(両社)	平成26年1月24日(金)(予定)
東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)	平成26年3月27日(木)(予定)
上場廃止日(丸八証券)	
共同持株会社設立登記日(本株式移転効力発生日)	平成26年4月1日(火)(予定)
共同持株会社株式上場日	平成26年4月1日(火)(予定)

(注) 上記は現時点での予定であり、今後手続きを進める中で、両社による協議の上、日程を変更する場合があります。

株式移転計画の内容

エース証券が、丸八証券と平成25年11月22日付で共同で作成した株式移転計画の内容は、別添「株式移転計画書」のとおりです。

(4) 株式移転に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎

エース証券及び丸八証券は、本株式移転に用いられる株式移転比率の公正性を期すため、エース証券は仰星監査法人に対し、丸八証券はピバルコ・ジャパン株式会社(以下「ピバルコ・ジャパン」といいます。)に対し、それぞれ株式移転比率の算定を依頼し、株式移転比率算定書を受領いたしました。また、丸八証券は株式会社ストライク(以下「ストライク」といいます。)をファイナンシャルアドバイザーに選定し移転比率等の交渉を依頼いたしました。

仰星監査法人は、エース証券及び丸八証券の財務情報及び本株式移転の諸条件を分析した上で、エース証券については、同社株式が非上場であり市場株価が存在しないため市場株価法を採用できないところ、一方で比較可能な上場類似会社が複数存在することから類似会社比較法をマーケット・アプローチの評価手法として採用し、丸八証券については、株式が取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、さらに丸八証券についても比較可能な上場類似会社が複数存在することから類似会社比較法をマーケット・アプローチの評価手法として採用し、それぞれ比率の算定を行いました。なお、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法については、エース証券及び丸八証券の営む事業である金融商品取引業の特性上、将来の財務数値を適切に予測することが困難であると判断され、また、市場株価法及び類似会社比較法により適正な評価が得られると判断したため、採用しておりません。

各評価方法による算定結果は以下のとおりであります（以下の株式移転比率の評価レンジは、エース証券の普通株式1株に対する丸八証券の普通株式の評価レンジを記載したものであります。）。

なお、仰星監査法人による算定においてはエース証券の普通株式1株当たりの株式価値を算定するうえで、10%の非流動性ディスカウントを考慮しております。

採用方法		株式移転比率の評価レンジ
エース証券	丸八証券	
類似会社比較法	市場株価法	0.47～0.51
類似会社比較法	類似会社比較法	0.56

市場株価法については、平成25年11月21日を算定基準日として、算定基準日までの1ヶ月間、算定基準日までの3ヶ月間、算定基準日までの6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を基に、丸八証券の1株当たりの株式価値の範囲を分析し、株式移転比率を算定しております。

なお、市場株価法で使用している丸八証券普通株式の普通取引終値については、株式会社大阪証券取引所及び株式会社東京証券取引所の現物市場の統合に伴い、統合日である平成25年7月16日より東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。

類似会社比較法については、エース証券及び丸八証券と類似する事業を営む上場会社の事業規模、収益構造等の類似性を考慮し、藍澤證券株式会社、いちよし証券株式会社、岩井コスモホールディングス株式会社、高木証券株式会社、東洋証券株式会社、丸三証券株式会社及び水戸証券株式会社を類似会社として抽出した上で、EV/EBITDA倍率を用いて分析を行い、それぞれの1株当たりの株式価値の範囲を分析し、株式移転比率を算定しております。

一方、ビバルコ・ジャパンによる算定の概要は次のとおりです。

ビバルコ・ジャパンは、複数の株式価値算定方法の中から丸八証券及びエース証券の普通株式の株式価値算定に当たり算定方法を検討のうえ、両社が継続企業であるとの前提のもとで評価することが適切であるとの考えに基づき、主としてマーケット・アプローチによる算定方法を採用することとし、丸八証券については市場株価法を、エース証券については類似会社比較法を主要な算定手法として用いて、両社の普通株式の株式価値及びその比率を算定し、統合比率としております。丸八証券の評価に市場株価法を採用した理由は、丸八証券は東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場に上場しており、客観的な市場株価が存在するためであります。エース証券の評価に類似会社比較法を採用した理由は、エース証券が非上場会社であるため、市場株価法は採用できないところ、エース証券と類似性の高い上場会社が複数存在することから、市場株価法に準じたマーケット・アプローチによる評価方法として、類似会社比較法の採用が可能であったためであります。なお、インカム・アプローチを採用しなかった理由は、両社がいずれも金融商品取引業を主な事業としており、事業の特性上相当の確度をもって将来キャッシュ・フローの予測を行うことが困難であるためであります。また、ネットアセット・アプローチを採用しなかった理由は、本件は継続企業同士が共同株式移転を行うに当たっての株式評価であり、一定時点の静的価値が算定されるネットアセット・アプローチの適合性が低いと考えられるためであります。

上記各方式において算定された両社の普通株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりであります。なお、ビバルコ・ジャパンによる算定においてはエース証券の普通株式1株当たりの株式価値を算定するうえで、5%の非流動性ディスカウントを考慮しております。

丸八証券 （市場株価法）	エース証券 （類似会社比較法）
223円～233円	352円～468円

上記の普通株式1株当たりの株式価値の範囲を基にした、エース証券の普通株式1株に対する丸八証券の普通株式の評価レンジは以下のとおりです。

採用方法		株式移転比率の評価レンジ
丸八証券	エース証券	
市場株価法	類似会社比較法	0.48～0.66

市場株価法においては、平成25年11月21日を算定基準日として、丸八証券普通株式の東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）（平成25年7月15日以前は、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード））における算定基準日の終値233円、直近1か月間の株価終値単純平均値224円、直近3か月間の株価終値単純平均値225円、直近6か月間の株価終値単純平均値223円と分析しております。以上の結果、丸八証券の普通株式1株当たりの株式価値の範囲を、223円から233円までと算定しております。

類似会社比較法においては、エース証券と類似性の高い類似会社として、金融商品取引業を主な事業内容とすること、対面営業を中心とすること、収益規模が相手方と類似することの3点に着目し、藍澤證券株式会社、東洋証券株式会社、水戸証券株式会社、いちよし証券株式会社、高木証券株式会社、丸三証券株式会社、岩井コスモホールディングス株式会社の7社を比較対象として選定いたしました。また、マルチプルとして用いる指標は、一般的に用いられる事業価値/利払前税引前償却前利益（EV/EBITDA）倍率、株価収益倍率（PER）、株価純資産倍率（PBR）を採用し、市場株価法と同様、各類似会社の評価基準日の終値、評価基準日の直近1か月、3か月、6か月間の株価終値単純平均値に基づくレンジにより倍率を算定しております。以上に基いてエース証券の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を352円から468円と算定しております。

算定の経緯、割当ての内容の根拠及び理由

平成25年8月初旬にエース証券は丸八証券に対し本株式移転による経営統合について打診し、両社はそれぞれの代表取締役を中心に検討を開始するとともに、前記のとおり、エース証券は仰星監査法人に、丸八証券はビバルコ・ジャパンに本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、仰星監査法人は平成25年10月4日より、ビバルコ・ジャパンは平成25年10月15日より、それぞれ算定の作業を開始いたしました。丸八証券は平成25年10月15日に、全取締役に対して本経営統合について説明し協議を行いました。また、両社はともに第三者算定機関から提出された株式移転比率についての専門家としての算定結果を参考に、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、平成25年11月5日に仰星監査法人、ストライク及びビバルコ・ジャパンを交えて両社で1回目の株式移転比率についての協議を行い、その後、担当者による複数回の電話での協議を重ね、平成25年11月18日に両社は2回目の株式移転比率についての協議を行いました。それらの協議の結果、最終的に、仰星監査法人、ビバルコ・ジャパン双方の算定した株式移転の評価レンジ内にある前記(3)の株式移転比率が妥当であり、両社ともにそれぞれの株主の利益に資するものであると判断いたしました。なお、当該判断の前提としてエース証券は仰星監査法人より、丸八証券はビバルコ・ジャパンより、丸八証券の普通株式の価値及びエース証券の普通株式の価値に関する算定手法及びその前提条件に関する説明を受けることを通じて、それぞれの株式移転比率の算定結果の合理性を確認しております。

なお、株式移転比率は、算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた場合、エース証券と丸八証券との協議により変更することがあります。

算定機関との関係

第三者算定機関である仰星監査法人及びビバルコ・ジャパンは、いずれもエース証券又は丸八証券の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。また、丸八証券がファイナンシャルアドバイザーに選定したストライクはエース証券又は丸八証券の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

上場廃止となる見込み及び共同持株会社の新規上場に関する取扱い

丸八証券は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、東京証券取引所の有価証券上場規程等に基づいて平成26年3月27日をもって東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）を上場廃止となる予定であります。

エース証券及び丸八証券は、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に新規上場を行う予定であり、将来的には本則市場への上場を目指してまいります。

東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）への上場日は、東京証券取引所の有価証券上場規程等に基づいて決定されますが、共同持株会社の設立登記日である平成26年4月1日を予定しております。

なお、共同持株会社の普通株式の上場はテクニカル上場であり、本株式移転が、丸八証券の実質的存続性を喪失する合併等に該当するものと東京証券取引所に判断され、実質的存続性の喪失に係る猶予期間に入る可能性があります。この場合、一定の猶予期間内に、共同持株会社が新規上場審査に準じた基準に適合しない時には、共同持株会社の普通株式は上場廃止となりますが、エース証券及び丸八証券は、共同持株会社について猶予期間内に当該基準に適合しているかどうかの審査に係る申請を行い、当該基準に適合することが可能と考えております。

公正性を担保するための措置

エース証券は、丸八証券の発行済株式総数の43.07%（平成25年9月30日時点）を保有し実質支配力基準に基づく親会社であります。両社は本株式移転の公平性・妥当性を担保するために、前記 から に記載のとおり、それぞれ個別に独立した第三者算定機関に株式移転比率の算定を依頼し、その算定結果の提出を受けました。両社はかかる算定結果を参考に、独立性をもって慎重に検討し、交渉・協議を行い、その結果合意された株式移転比率により本株式移転を行うことを、それぞれの取締役会において決議いたしました。

丸八証券は、丸八証券社外監査役であり独立役員である久米愛樹氏に、合意された株式移転比率がエース証券を除く丸八証券の少数株主（東京証券取引所の有価証券上場規程第441条の2及び同施行規則第436条の3にいう「支配株主その他施行規則で定める者」以外の者をいいます。以下同じ。）にとって公正であることの確認を依頼いたしました。久米愛樹氏は、株式移転比率の算定方法及び結果についてビバルコ・ジャパンより詳細な説明を受け、それらが公正なものであることを確認し、株式移転比率が少数株主にとって不利益とならないその旨の意見書を平成25年11月21日に丸八証券取締役会に提出いたしました。

また、丸八証券は、法務アドバイザーとして、丸八証券及びエース証券並びに株式移転比率の算定を行ったビバルコ・ジャパン及び仰星監査法人との利害関係を有しない、独立した法律事務所である兼子・岩松法律事務所を選定し、本株式移転の方法及び意思決定の方法・過程等についての助言を受けております。兼子・岩松法律事務所は、ビバルコ・ジャパンによる株式移転比率算定の過程で、算定の前提、算定方法及び算定結果についてビバルコ・ジャパンより詳細な説明を受け、本株式移転の方法及び意思決定の公正性について法的な観点から丸八証券に助言を行っております。

なお、丸八証券は、合意された株式移転比率が丸八証券の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、エース証券は、法務アドバイザーとして、横浜総合法律事務所を選定し、本株式移転の方法及び意思決定の方法・過程等についての助言を受けております。

なお、エース証券は合意された株式移転比率がエース証券の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

利益相反を回避するための措置

丸八証券の取締役のうち、エース証券の取締役であり丸八証券の取締役を兼任している細井朗氏については、特別利害関係を有すること又は特別利害関係を有するおそれがあることに鑑みて、利益相反防止の観点から丸八証券の取締役会における本株式移転に関する審議及び決議には参加しておらず、丸八証券の立場においてエース証券との協議・交渉に参加しておりません。

また、平成25年11月22日開催の丸八証券の取締役会においては、特別利害関係を有すること又は特別利害関係を有するおそれがあることに鑑みて、利益相反防止の観点から本株式移転に関する審議及び決議に参加しない細井朗氏を除く6名の出席取締役のうち4名の賛成により本株式移転計画の作成を決議しております。また、丸八証券の監査役のうち、エース証券の監査役を兼任している川島修氏は、上記の取締役会において、意見表明を行っておりません。なお、丸八証券の上記取締役会において、川島修氏を除いた丸八証券の監査役2名のうち1名は本株式移転計画の作成に異議がない旨の意見を述べ、他の監査役1名は、本株式移転に関して事前の情報提供、資料説明等を含め、決議までの時間が充分といえず、各取締役の間でさらに議論を要する事項があるのではないかという意見を述べました。

一方、エース証券の取締役のうち、丸八証券の取締役を兼任している細井朗氏については、特別利害関係を有するおそれがあることを鑑みて、利益相反防止の観点からエース証券の取締役会における本株式移転に関する審議及び決議には参加しておらず、エース証券の立場において丸八証券との協議・交渉に参加しておりません。

また、平成25年11月22日開催のエース証券の取締役会においては、特別利害関係を有するおそれがあることを鑑みて、利益相反の防止の観点から本株式移転に関する審議及び決議に参加しない細井朗氏を除いた出席取締役の全員一致で本株式移転計画の作成を決議しております。

- (5) 当該株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	株式会社エースホールディングス (英文名 : ACE HOLDINGS INC .)
本店の所在地	大阪市中央区本町二丁目 6 番11号
代表者の氏名	現時点では確定していません。
資本金の額	4,000百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	金融商品取引業、その他の金融サービス及びそれに付帯又は関連する業務を行う子会社等の経営管理及びこれらに付帯又は関連する一切の業務

以 上

別添

株式移転計画書

エース証券株式会社（以下「甲」という。）及び丸八証券株式会社（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法により株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画書（以下「本株式移転計画」という。）を作成する。

（株式移転）

第1条 本株式移転計画の定めるところに従い、甲及び乙は、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「持株会社」という。）の成立の日（第7条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を本持株会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行う。

（持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他の定款で定める事項）

第2条 持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は次のとおりとする。

- (1) 目的：別紙1の定款第2条に記載のとおりとする。
- (2) 商号：株式会社エースホールディングスとし、英文ではACE HOLDINGS INC.と表示する。
- (3) 本店の所在地：大阪市
- (4) 発行可能株式総数：2億8,000万株とする。

2 前項に掲げるもののほか、持株会社の定款で定める事項は、別紙1の定款記載のとおりとする。

（持株会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

第3条 持株会社の設立時取締役は次のとおりとする。

- 取締役 乾 裕
- 取締役 伊澤 健
- 取締役 子幡 健二

2 持株会社の設立時監査役は次のとおりとする。

- 監査役 川島 修
- 監査役 木下 貴司
- 監査役 生嶋 滋実

3 持株会社の設立時会計監査人は次のとおりとする。

新日本有限責任監査法人

（持株会社が本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

第4条 持株会社は、本株式移転に際して、持株会社の成立の日の前日最終時点（以下「基準時」という。）における甲及び乙のそれぞれの株主に対し、その所有する甲及び乙の普通株式に代わり、次の(1)及び(2)の数の合計に相当する数の持株会社の普通株式を交付する。但し、当該合計数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

- (1) 甲が基準時において発行している普通株式数に1を乗じた数
- (2) 乙が基準時において発行している普通株式数に0.51を乗じた数

2 持株会社は、前項の規定により交付される持株会社の普通株式を、基準時における甲及び乙の株主（ただし、会社法第806条の規定に基づきその有する株式の買取りの請求をする甲又は乙の株主については、当該株主に代えて甲の株主については甲が、乙の株主については乙が株主であるものとみなす）に対し、その所有する甲及び乙の普通株式に代わり、次の割合をもって割り当てる。

- (1) 甲の株主については、その所有する甲の普通株式1株につき持株会社の普通株式1株
- (2) 乙の株主については、その所有する乙の普通株式1株につき持株会社の普通株式0.51株

(持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項)

第5条 持株会社の設立時における資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- (1) 資本金の額 : 4,000,000,000円
- (2) 資本準備金の額 : 1,000,000,000円
- (3) 利益準備金の額 : 0円

(本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て)

- 第6条 持株会社は、本株式移転に際して、甲の第4回新株予約権(その内容は別紙2「エース証券第4回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「エース証券第4回新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、エース証券第4回新株予約権に代わり、甲が基準時現在発行しているエース証券第4回新株予約権の総数と同数の持株会社の第1回新株予約権(その内容は別紙3「持株会社第1回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「持株会社第1回新株予約権」という。)を交付する。これにより交付される持株会社第1回新株予約権の割当てについては、基準時における甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録されたエース証券第4回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有するエース証券第4回新株予約権1個につき持株会社第1回新株予約権1個の割合をもって割当てするものとする。
- 2 持株会社は、本株式移転に際して、甲の第5回新株予約権(その内容は別紙4「エース証券第5回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「エース証券第5回新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、エース証券第5回新株予約権に代わり、甲が基準時現在発行しているエース証券第5回新株予約権の総数と同数の持株会社の第2回新株予約権(その内容は別紙5「持株会社第2回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「持株会社第2回新株予約権」という。)を交付する。これにより交付される持株会社第2回新株予約権の割当てについては、基準時における甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録されたエース証券第5回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有するエース証券第5回新株予約権1個につき持株会社第2回新株予約権1個の割合をもって割当てするものとする。
- 3 持株会社は、本株式移転に際して、甲の第6回新株予約権(その内容は別紙6「エース証券第6回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「エース証券第6回新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、エース証券第6回新株予約権に代わり、甲が基準時現在発行しているエース証券第6回新株予約権の総数と同数の持株会社の第3回新株予約権(その内容は別紙7「持株会社第3回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「持株会社第3回新株予約権」という。)を交付する。これにより交付される持株会社第3回新株予約権の割当てについては、基準時における甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録されたエース証券第6回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有するエース証券第6回新株予約権1個につき持株会社第3回新株予約権1個の割合をもって割当てするものとする。
- 4 持株会社は、本株式移転に際して、甲の第7回新株予約権(その内容は別紙8「エース証券第7回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「エース証券第7回新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、エース証券第7回新株予約権に代わり、甲が基準時現在発行しているエース証券第7回新株予約権の総数と同数の持株会社の第4回新株予約権(その内容は別紙9「持株会社第4回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「持株会社第4回新株予約権」という。)を交付する。これにより交付される持株会社第4回新株予約権の割当てについては、基準時における甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録されたエース証券第7回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有するエース証券第7回新株予約権1個につき持株会社第4回新株予約権1個の割合をもって割当てするものとする。
- 5 持株会社は、本株式移転に際して、甲の第8回新株予約権(その内容は別紙10「エース証券第8回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「エース証券第8回新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、エース証券第8回新株予約権に代わり、甲が基準時現在発行しているエース証券第8回新株予約権の総数と同数の持株会社の第5回新株予約権(その内容は別紙11「持株会社第5回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「持株会社第5回新株予約権」という。)を交付する。これにより交付される持株会社第5回新株予約権の割当てについては、基準時における甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録されたエース証券第8回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有するエース証券第8回新株予約権1個につき持株会社第5回新株予約権1個の割合をもって割当てするものとする。

- 6 持株会社は、本株式移転に際して、甲の第9回新株予約権（その内容は別紙12「エース証券第9回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「エース証券第9回新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、エース証券第9回新株予約権に代わり、甲が基準時現在発行しているエース証券第9回新株予約権の総数と同数の持株会社の第6回新株予約権（その内容は別紙13「持株会社第6回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「持株会社第6回新株予約権」という。）を交付する。これにより交付される持株会社第6回新株予約権の割当てについては、基準時における甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録されたエース証券第9回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有するエース証券第9回新株予約権1個につき持株会社第6回新株予約権1個の割合をもって割当てするものとする。
- 7 持株会社は、本株式移転に際して、甲の第10回新株予約権（その内容は別紙14「エース証券第10回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「エース証券第10回新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、エース証券第10回新株予約権に代わり、甲が基準時現在発行しているエース証券第10回新株予約権の総数と同数の持株会社の第7回新株予約権（その内容は別紙15「持株会社第7回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「持株会社第7回新株予約権」という。）を交付する。これにより交付される持株会社第7回新株予約権の割当てについては、基準時における甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録されたエース証券第10回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有するエース証券第10回新株予約権1個につき持株会社第7回新株予約権1個の割合をもって割当てするものとする。
- 8 持株会社は、本株式移転に際して、甲の第11回新株予約権（その内容は別紙16「エース証券第11回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「エース証券第11回新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、エース証券第11回新株予約権に代わり、甲が基準時現在発行しているエース証券第11回新株予約権の総数と同数の持株会社の第8回新株予約権（その内容は別紙17「持株会社第8回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「持株会社第8回新株予約権」という。）を交付する。これにより交付される持株会社第8回新株予約権の割当てについては、基準時における甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録されたエース証券第11回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有するエース証券第11回新株予約権1個につき持株会社第8回新株予約権1個の割合をもって割当てするものとする。

（持株会社の成立の日）

第7条 持株会社の設立の登記をすべき日（「持株会社の成立の日」という。）は、平成26年4月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は協議の上、合意によりこれを変更することができる。

（株式移転計画承認株主総会）

第8条 甲及び乙は、平成26年1月24日を開催日として臨時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

- 2 本株式移転の手續進行上その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議の上、前項に定める株主総会の開催日を変更することができる。

（株式上場及び株主名簿管理人）

第9条 持株会社は、持株会社の成立の日において、その発行する普通株式を、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場又はその運営を承継した金融商品取引所のこれに相当する市場に上場することを予定する。

- 2 持株会社の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

（本株式移転計画の効力）

第10条 本株式移転計画は、本株式移転計画作成の日から持株会社の成立の日に至るまでの間において、甲若しくは乙の株主総会のいずれかにおいて本株式移転計画の承認に関する決議が得られなかった場合、本株式移転に関して法令に定める関係官庁等の承認等が得られなかった場合又は甲及び乙が別途合意した場合には、その効力を失う。

(善管注意義務)

第11条 甲及び乙は、本株式移転計画の作成後、本持株会社の成立の日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為(剰余金の配当及び株主総会決議又は取締役会決議に基づく自己株式の取得を含むが、これらに限られない)については、本株式移転計画に特段の定めがある場合を除き、あらかじめ協議の上、他方当事者の同意を得てこれを行う。

(本株式移転の条件等の変更及び本株式移転の中止)

第12条 本株式移転計画作成の日から持株会社の成立の日に至るまでの間において、甲又は乙のいずれかの財産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又は本株式移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合は、甲及び乙は協議の上、合意により、本株式移転の条件その他本件株式移転計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

(協議事項)

第13条 本株式移転計画に定める事項のほか、本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議の上定める。

本株式移転計画の作成を証するため、本通2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保管する。

平成25年11月22日

甲 大阪市中央区本町二丁目6番11号
エース証券株式会社
代表取締役社長 乾 裕

乙 名古屋市中区新栄町二丁目4番地
丸八証券株式会社
代表取締役社長 伊澤 健

(別紙1)

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社エースホールディングスと称し、英文では、ACE HOLDINGS INC.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理することを目的とする。

- (1) 金融商品取引法に規定する金融商品取引業
- (2) その他の金融サービス及びそれに付帯又は関連する業務

2 当社は、前項に付帯する業務を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2億8,000万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役は、7名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(解任方法)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって解任することができる。

- 2 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その決議の3分の2以上をもって行う。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- 2 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。

- 2 当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第31条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(解任方法)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって解任することができる。

- 2 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(選任及び任期)

第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第43条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第45条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

- 2 未払いの剰余金の配当及び中間配当には利息をつけない。

附則

(最初の事業年度)

第46条 第42条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の設立の日から翌年の3月31日までとする。

(最初の取締役の任期)

第47条 第22条第1項の規定にかかわらず、当社の最初の取締役の任期は、最初の株主総会の終結の時までとする。

(最初の取締役及び監査役の報酬等)

第48条 第29条及び第38条の規定にかかわらず、当社の設立の日から最初の株主総会の終結の時までの期間の当社の取締役及び監査役の報酬等はそれぞれ次のとおりとする。

- (1) 取締役 総額4千万円以内(月額)
- (2) 監査役 総額1千万円以内(月額)

(附則の削除)

第49条 第46条及び本条の規定は、最初の定時株主総会の終結の時をもって、削除されるものとする。

- 2 第47条及び第48条の規定は、最初の株主総会の終結の時をもって、削除されるものとする。

(別紙2) エース証券第4回新株予約権

エース証券株式会社第4回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

エース証券株式会社第4回新株予約権

2. 新株予約権の発行日

平成19年5月31日

3. 新株予約権の払込金額

無償(新株予約権につき金銭の払込みを要しない。)

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的である株式の数(以下「目的株式数」という。)は、当初1,000株とする。

当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 無償割当、分割又は併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該時点における目的株式数1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は、360,000円とする。また、行使価額は、金360円とする。

なお、当社が行使価額を下回る払込金額で新株式の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

当社が株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。

(3) 新株予約権の行使期間

平成21年5月31日から平成26年5月30日までとする。ただし、新株予約権の発行日から2年を経過後、株式上場が確定し、上場日の3ヶ月前の応答日から行使できるものとする。

(4) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員又は顧問であることを要する。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合は、退任及び退職後3ヶ月間に限り行使できるものとする。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」による。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
行使に際して払込み又は株式を給付をした財産の額（資本金等増加限度額）として会社計算規則第17条第1項に定める2分の1の額を資本金として計上し（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、その余を資本準備金として計上する。
- (6) 新株予約権の取得事由
当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
新株予約権者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなったときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 1株に満たない端数の処理
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (9) 新株予約権証券の不発行
当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
- (10) 合併等における新株予約権の交付
当社は、当社株主総会及び取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができる。
- (11) 新株予約権の行使に際して払込を取り扱う銀行又は信託会社及びその取扱いの場所
株式会社りそな銀行 北浜支店 大阪市中央区北浜2丁目2番22号
- (12) 新株予約権に関するその他の細目事項については、取締役会決議により決定する。

(別紙3) 持株会社第1回新株予約権

株式会社エースホールディングス第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社エースホールディングス第1回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式1,000株とする。ただし、新株予約権割当て後、当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権のうち当該株式無償割当、株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 無償割当、分割又は併合の比率

また、新株予約権割当て後に当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合その他付与株式数の調整が必要とする場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の割当日

当社設立の日

4. 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使により交付される株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は360円とする。

なお、当社が行使価額を下回る払込金額で新株式の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

(2) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

6. 新株予約権の行使期間

平成26年4月1日から平成26年5月30日までとする。

7. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社株式の上場が確定した場合に本件新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員又は顧問であることを要する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合

従業員を定年又は会社都合により退職した場合

顧問を契約満了により退職した場合

その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合

- (3) 新株予約権者が死亡した場合で、死亡直前において当該新株予約権者が(2)の条件を満たしているとき、その相続人が新株予約権を承継し、これを行することができる。ただし、新株予約権の承継後、権利行使をする前に当該相続人が死亡した場合、当該新株予約権は即時失効するものとする。
- (4) 新株予約権者が金融商品取引業を目的とする他の会社に就職、又は役員に就任した場合で、権利行使により当社に不利益を与えるおそれがあると認められるときは、新株予約権は即時失効する。ただし、当社取締役会の承認がある場合は、この限りではない。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときはその端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
9. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分については、当社取締役会の承認を要する。
10. 当社による新株予約権の取得理由
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が7(2)又は(5)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
11. 1株に満たない端数の処理
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
12. 合併等における新株予約権の交付
当社は、当社株主総会及び当社取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社又は資本下位会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転等の組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書等の規定に従い、新株予約権者に対して、組織再編により存続会社又は資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。
13. 新株予約権証券の不発行
当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
14. 新株予約権の行使に際して払込を取り扱う銀行又は信託会社及びその取扱いの場所
株式会社りそな銀行 北浜支店 (大阪市中央区北浜二丁目2番22号)
15. 新株予約権に関するその他の細目事項については、「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(別紙4) エース証券第5回新株予約権

エース証券株式会社第5回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

エース証券株式会社第5回新株予約権

2. 新株予約権の発行日

平成21年6月22日

3. 新株予約権の払込金額

無償(新株予約権につき金銭の払込みを要しない。)

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的である株式の数は、当初1,000株とする。

当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 無償割当、分割又は併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該時点における目的株式数1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は115円とする。

なお、当社が行使価額を下回る払込金額で新株式の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数又は} 1 \text{株当たり払込金額} \times \text{又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

当社が株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。

(3) 新株予約権の行使期間

平成23年6月23日から平成28年6月22日までとする。

(4) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社株式の上場が確定した場合に新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員又は顧問であることを要する。ただし、次の場合は、この限りではない。

ア 対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合

イ 従業員を定年により退職した場合

ウ 顧問を契約満了により退職した場合

エ その他取締役会が正当な理由があると認めた場合

新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を相続する。ただし、相続後、権利行使をする前に相続人が死亡した場合、当該相続人の新株予約権は消滅するものとする。

金融商品取引業を目的とする他の会社に就職、又は役員に就任し、当社に不利益を与えると予想される場合、直ちに新株予約権を喪失する。ただし、取締役会の承認の場合、その限りではない。

その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」による。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
行使に際して払込み又は株式を給付した財産の額（資本金等増加限度額）として会社計算規則第17条第1項に定める2分の1の額を資本金として計上し（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、その余を資本準備金として計上する。
- (6) 新株予約権の取得事由
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案又は株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
新株予約権者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなったときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は、これを認めない。ただし、取締役会の承認のある場合はこの限りではない。
- (8) 1株に満たない端数の処理
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (9) 新株予約権証券の不発行
当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
- (10) 合併等における新株予約権の交付
当社は、当社株主総会及び取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができる。
- (11) 新株予約権の行使に際して払込を取り扱う銀行又は信託会社及びその取扱いの場所
株式会社りそな銀行 北浜支店 大阪市中央区北浜2丁目2番22号
- (12) 新株予約権に関するその他の細目事項については、取締役会決議により決定する。

(別紙5) 持株会社第2回新株予約権

株式会社エースホールディングス第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社エースホールディングス第2回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式1,000株とする。ただし、新株予約権割当て後、当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権のうち当該株式無償割当、株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 無償割当、分割又は併合の比率

また、新株予約権割当て後に当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合その他付与株式数の調整が必要とする場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の割当日

当社設立の日

4. 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使により交付される株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は115円とする。

なお、当社が行使価額を下回る払込金額で新株式の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

(2) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

6. 新株予約権の行使期間

平成26年4月1日から平成28年6月22日までとする。

7. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社株式の上場が確定した場合に本件新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員又は顧問であることを要する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合

従業員を定年又は会社都合により退職した場合

顧問を契約満了により退職した場合

その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合

- (3) 新株予約権者が死亡した場合で、死亡直前において当該新株予約権者が(2)の条件を満たしているとき、その相続人が新株予約権を承継し、これを行することができる。ただし、新株予約権の承継後、権利行使をする前に当該相続人が死亡した場合、当該新株予約権は即時失効するものとする。
- (4) 新株予約権者が金融商品取引業を目的とする他の会社に就職、又は役員に就任した場合で、権利行使により当社に不利益を与えるおそれがあると認められるときは、新株予約権は即時失効する。ただし、当社取締役会の承認がある場合は、この限りではない。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときはその端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
9. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分については、当社取締役会の承認を要する。
10. 当社による新株予約権の取得事由
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が7(2)又は(5)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
11. 1株に満たない端数の処理
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
12. 合併等における新株予約権の交付
当社は、当社株主総会及び当社取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社又は資本下位会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転等の組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書等の規定に従い、新株予約権者に対して、組織再編により存続会社又は資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。
13. 新株予約権証券の不発行
当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
14. 新株予約権の行使に際して払込を取り扱う銀行又は信託会社及びその取扱いの場所
株式会社りそな銀行 北浜支店 (大阪府中央区北浜二丁目2番22号)
15. 新株予約権に関するその他の細目事項については、「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(別紙6) エース証券第6回新株予約権

エース証券株式会社第6回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

エース証券株式会社第6回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当初1,000株とする。ただし、当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 無償割当、分割又は併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の割当日

平成22年5月31日

4. 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使により交付される株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は125円とする。

なお、当社が行使価額を下回る払込金額で新株式の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

(2) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。

6. 新株予約権の行使期間

平成24年6月1日から平成29年5月31日までとする。

7. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社株式の上場が確定した場合に本件新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員又は顧問(当社との雇用関係に基づく使用人であり、以下、従業員と顧問を合わせて「使用人」という。)であることを要する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合

従業員を定年又は会社都合により退職した場合

顧問を契約満了により退職した場合

その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合

(3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人が新株予約権を承継する。ただし、新株予約権の承継後、権利行使をする前に当該相続人が死亡した場合、当該新株予約権は即時失効するものとする。

- (4) 新株予約権者が金融商品取引業を目的とする他の会社に就職、又は役員に就任した場合で、権利行使により当社に不利益を与えるおそれがあると認められるときは、新株予約権は即時失効する。ただし、当社取締役会の承認がある場合は、この限りではない。
- (5) その他の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分については、当社取締役会の承認を要する。

10. 当社による新株予約権の取得事由

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が7(2)及び(5)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

11. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12. 合併等における新株予約権の交付

当社は、当社株主総会及び取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社又は資本下位会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転等の組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書等の規定に従い、新株予約権者に対して、組織再編により存続会社又は資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。

13. 新株予約権証券の不発行

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

14. 新株予約権の行使に際して払込を取り扱う銀行又は信託会社及びその取扱いの場所

株式会社りそな銀行 北浜支店 大阪市中央区北浜2丁目2番22号

15. 新株予約権に関するその他の細目事項については、「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(別紙7) 持株会社第3回新株予約権

株式会社エースホールディングス第3回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社エースホールディングス第3回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式1,000株とする。ただし、新株予約権割当て後、当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権のうち当該株式無償割当、株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 無償割当、分割又は併合の比率

また、新株予約権割当て後に当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合その他付与株式数の調整が必要とする場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の割当日

当社設立の日

4. 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使により交付される株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は125円とする。

なお、当社が行使価額を下回る払込金額で新株式の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

(2) 当社が株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

6. 新株予約権の行使期間

平成26年4月1日から平成29年5月31日までとする。

7. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社株式の上場が確定した場合に本件新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員又は顧問であることを要する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合

従業員を定年又は会社都合により退職した場合

顧問を契約満了により退職した場合

その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合

- (3) 新株予約権者が死亡した場合で、死亡直前において当該新株予約権者が(2)の条件を満たしているとき、その相続人が新株予約権を承継し、これを行することができる。ただし、新株予約権の承継後、権利行使をする前に当該相続人が死亡した場合、当該新株予約権は即時失効するものとする。
- (4) 新株予約権者が金融商品取引業を目的とする他の会社に就職、又は役員に就任した場合で、権利行使により当社に不利益を与えるおそれがあると認められるときは、新株予約権は即時失効する。ただし、当社取締役会の承認がある場合は、この限りではない。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときはその端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
9. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分については、当社取締役会の承認を要する。
10. 当社による新株予約権の取得事由
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が7(2)又は(5)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
11. 1株に満たない端数の処理
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
12. 合併等における新株予約権の交付
当社は、当社株主総会及び当社取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社又は資本下位会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転等の組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書等の規定に従い、新株予約権者に対して、組織再編により存続会社又は資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。
13. 新株予約権証券の不発行
当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
14. 新株予約権の行使に際して払込を取り扱う銀行又は信託会社及びその取扱いの場
株式会社りそな銀行 北浜支店 (大阪市中央区北浜二丁目2番22号)
15. 新株予約権に関するその他の細目事項については、「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(別紙8) エース証券第7回新株予約権

エース証券株式会社第7回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

エース証券株式会社第7回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式1,000株とする。ただし、新株予約権割当て後、当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権のうち当該株式無償割当、株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 無償割当、分割又は併合の比率

また、新株予約権割当て後に当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合その他付与株式数の調整が必要とする場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の割当日

平成23年6月28日

4. 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使により交付される株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は110円とする。

なお、当社が行使価額を下回る払込金額で新株式の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

(2) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

6. 新株予約権の行使期間

平成25年6月29日から平成30年6月28日までとする。

7. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社株式の上場が確定した場合に本件新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員又は顧問であることを要する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合

従業員を定年又は会社都合により退職した場合

顧問を契約満了により退職した場合

その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合

- (3) 新株予約権者が死亡した場合で、死亡直前において当該新株予約権者が(2)の条件を満たしているとき、その相続人が新株予約権を承継し、これを行することができる。ただし、新株予約権の承継後、権利行使をする前に当該相続人が死亡した場合、当該新株予約権は即時失効するものとする。
 - (4) 新株予約権者が金融商品取引業を目的とする他の会社に就職、又は役員に就任した場合で、権利行使により当社に不利益を与えるおそれがあると認められるときは、新株予約権は即時失効する。ただし、当社取締役会の承認がある場合は、この限りではない。
 - (5) その他の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときはその端数を切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
9. 新株予約権の譲渡に関する事項
- 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分については、当社取締役会の承認を要する。
10. 当社による新株予約権の取得事由
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が7(2)及び(5)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
11. 1株に満たない端数の処理
- 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
12. 合併等における新株予約権の交付
- 当社は、当社株主総会及び当社取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社又は資本下位会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転等の組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書等の規定に従い、新株予約権者に対して、組織再編により存続会社又は資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。
13. 新株予約権証券の不発行
- 当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
14. 新株予約権の行使に際して払込を取り扱う銀行又は信託会社及びその取扱いの場所
- 株式会社りそな銀行 北浜支店 大阪市中央区北浜2丁目2番22号
15. 新株予約権に関するその他の細目事項については、「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(別紙9) 持株会社第4回新株予約権

株式会社エースホールディングス第4回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社エースホールディングス第4回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式1,000株とする。ただし、新株予約権割当て後、当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権のうち当該株式無償割当、株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 無償割当、分割又は併合の比率

また、新株予約権割当て後に当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合その他付与株式数の調整が必要とする場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の割当日

当社設立の日

4. 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使により交付される株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は110円とする。

なお、当社が行使価額を下回る払込金額で新株式の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

(2) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

6. 新株予約権の行使期間

平成26年4月1日から平成30年6月28日までとする。

7. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社株式の上場が確定した場合に本件新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員又は顧問であることを要する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合

従業員を定年又は会社都合により退職した場合

顧問を契約満了により退職した場合

その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合

- (3) 新株予約権者が死亡した場合で、死亡直前において当該新株予約権者が(2)の条件を満たしているとき、その相続人が新株予約権を承継し、これを行することができる。ただし、新株予約権の承継後、権利行使をする前に当該相続人が死亡した場合、当該新株予約権は即時失効するものとする。
- (4) 新株予約権者が金融商品取引業を目的とする他の会社に就職、又は役員に就任した場合で、権利行使により当社に不利益を与えるおそれがあると認められるときは、新株予約権は即時失効する。ただし、当社取締役会の承認がある場合は、この限りではない。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときはその端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
9. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分については、当社取締役会の承認を要する。
10. 当社による新株予約権の取得事由
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が7(2)又は(5)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
11. 1株に満たない端数の処理
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
12. 合併等における新株予約権の交付
当社は、当社株主総会及び当社取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社又は資本下位会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転等の組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書等の規定に従い、新株予約権者に対して、組織再編により存続会社又は資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。
13. 新株予約権証券の不発行
当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
14. 新株予約権の行使に際して払込を取り扱う銀行又は信託会社及びその取扱いの場所
株式会社りそな銀行 北浜支店 (大阪府中央区北浜二丁目2番22号)
15. 新株予約権に関するその他の細目事項については、「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(別紙10) エース証券第8回新株予約権

エース証券株式会社第8回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

エース証券株式会社第8回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式1,000株とする。ただし、新株予約権割当て後、当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権のうち当該株式無償割当、株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 無償割当、分割又は併合の比率

また、新株予約権割当て後に当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合その他付与株式数の調整が必要とする場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の割当日

平成24年9月28日

4. 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使により交付される株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は105円とする。

なお、当社が行使価額を下回る払込金額で新株式の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

(2) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

6. 新株予約権の行使期間

平成26年10月1日から平成31年9月28日までとする。

7. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社株式の上場が確定した場合に本件新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員又は顧問であることを要する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合

従業員を定年又は会社都合により退職した場合

顧問を契約満了により退職した場合

その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合

- (3) 新株予約権者が死亡した場合で、死亡直前において当該新株予約権者が(2)の条件を満たしているとき、その相続人が新株予約権を承継し、これを行することができる。ただし、新株予約権の承継後、権利行使をする前に当該相続人が死亡した場合、当該新株予約権は即時失効するものとする。
 - (4) 新株予約権者が金融商品取引業を目的とする他の会社に就職、又は役員に就任した場合で、権利行使により当社に不利益を与えるおそれがあると認められるときは、新株予約権は即時失効する。ただし、当社取締役会の承認がある場合は、この限りではない。
 - (5) その他の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときはその端数を切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
9. 新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分については、当社取締役会の承認を要する。
10. 当社による新株予約権の取得事由
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が7(2)及び(5)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
11. 1株に満たない端数の処理
- 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
12. 合併等における新株予約権の交付
- 当社は、当社株主総会及び取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社又は資本下位会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転等の組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書等の規定に従い、新株予約権者に対して、組織再編により存続会社又は資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。
13. 新株予約権証券の不発行
- 当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
14. 新株予約権の行使に際して払込を取り扱う銀行又は信託会社及びその取扱いの場所
- 株式会社りそな銀行 北浜支店 大阪市中央区北浜2丁目2番22号
15. 新株予約権に関するその他の細目事項については、「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(別紙11) 持株会社第5回新株予約権

株式会社エースホールディングス第5回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社エースホールディングス第5回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式1,000株とする。ただし、新株予約権割当て後、当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権のうち当該株式無償割当、株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 無償割当、分割又は併合の比率

また、新株予約権割当て後に当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合その他付与株式数の調整が必要とする場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の割当日

当社設立の日

4. 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使により交付される株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は105円とする。

なお、当社が行使価額を下回る払込金額で新株式の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

(2) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

6. 新株予約権の行使期間

平成26年10月1日から平成31年9月28日までとする。

7. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社株式の上場が確定した場合に本件新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員又は顧問であることを要する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合

従業員を定年又は会社都合により退職した場合

顧問を契約満了により退職した場合

その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合

- (3) 新株予約権者が死亡した場合で、死亡直前において当該新株予約権者が(2)の条件を満たしているとき、その相続人が新株予約権を承継し、これを行することができる。ただし、新株予約権の承継後、権利行使をする前に当該相続人が死亡した場合、当該新株予約権は即時失効するものとする。
- (4) 新株予約権者が金融商品取引業を目的とする他の会社に就職、又は役員に就任した場合で、権利行使により当社に不利益を与えるおそれがあると認められるときは、新株予約権は即時失効する。ただし、当社取締役会の承認がある場合は、この限りではない。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときはその端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
9. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分については、当社取締役会の承認を要する。
10. 当社による新株予約権の取得事由
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が7(2)又は(5)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
11. 1株に満たない端数の処理
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
12. 合併等における新株予約権の交付
当社は、当社株主総会及び取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社又は資本下位会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転等の組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書等の規定に従い、新株予約権者に対して、組織再編により存続会社又は資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。
13. 新株予約権証券の不発行
当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
14. 新株予約権の行使に際して払込を取り扱う銀行又は信託会社及びその取扱いの場所
株式会社りそな銀行 北浜支店 大阪市中央区北浜2丁目2番22号
15. 新株予約権に関するその他の細目事項については、「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(別紙12) エース証券第9回新株予約権

エース証券株式会社第9回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

エース証券株式会社第9回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式1,000株とする。ただし、新株予約権割当て後、当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権のうち当該株式無償割当、株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 無償割当、分割又は併合の比率

また、新株予約権割当て後に当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合その他付与株式数の調整が必要とする場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の割当日

平成25年3月15日

4. 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使により交付される株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は115円とする。

なお、当社が行使価額を下回る払込金額で新株式の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

(2) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

6. 新株予約権の行使期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までとする。

7. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社株式の上場が確定した場合に本件新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員又は顧問であることを要する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合

従業員を定年又は会社都合により退職した場合

顧問を契約満了により退職した場合

その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合

- (3) 新株予約権者が死亡した場合で、死亡直前において当該新株予約権者が(2)の条件を満たしているとき、その相続人が新株予約権を承継し、これを行することができる。ただし、新株予約権の承継後、権利行使をする前に当該相続人が死亡した場合、当該新株予約権は即時失効するものとする。
 - (4) 新株予約権者が金融商品取引業を目的とする他の会社に就職、又は役員に就任した場合で、権利行使により当社に不利益を与えるおそれがあると認められるときは、新株予約権は即時失効する。ただし、当社取締役会の承認がある場合は、この限りではない。
 - (5) その他の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときはその端数を切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
9. 新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分については、当社取締役会の承認を要する。
10. 当社による新株予約権の取得事由
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が7(2)及び(5)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
11. 1株に満たない端数の処理
- 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
12. 合併等における新株予約権の交付
- 当社は、当社株主総会及び取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社又は資本下位会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転等の組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書等の規定に従い、新株予約権者に対して、組織再編により存続会社又は資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。
13. 新株予約権証券の不発行
- 当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
14. 新株予約権の行使に際して払込を取り扱う銀行又は信託会社及びその取扱いの場所
- 株式会社りそな銀行 北浜支店 大阪市中央区北浜2丁目2番22号
15. 新株予約権に関するその他の細目事項については、「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(別紙13) 持株会社第6回新株予約権

株式会社エースホールディングス第6回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社エースホールディングス第6回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式1,000株とする。ただし、新株予約権割当て後、当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権のうち当該株式無償割当、株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 無償割当、分割又は併合の比率

また、新株予約権割当て後に当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合その他付与株式数の調整が必要とする場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の割当日

当社設立の日

4. 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使により交付される株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は115円とする。

なお、当社が行使価額を下回る払込金額で新株式の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

(2) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

6. 新株予約権の行使期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までとする。

7. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社株式の上場が確定した場合に本件新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員又は顧問であることを要する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合

従業員を定年又は会社都合により退職した場合

顧問を契約満了により退職した場合

その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合

- (3) 新株予約権者が死亡した場合で、死亡直前において当該新株予約権者が(2)の条件を満たしているとき、その相続人が新株予約権を承継し、これを行することができる。ただし、新株予約権の承継後、権利行使をする前に当該相続人が死亡した場合、当該新株予約権は即時失効するものとする。
 - (4) 新株予約権者が金融商品取引業を目的とする他の会社に就職、又は役員に就任した場合で、権利行使により当社に不利益を与えるおそれがあると認められるときは、新株予約権は即時失効する。ただし、当社取締役会の承認がある場合は、この限りではない。
 - (5) その他の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときはその端数を切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
9. 新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分については、当社取締役会の承認を要する。
10. 当社による新株予約権の取得事由
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が7(2)又は(5)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
11. 1株に満たない端数の処理
- 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
12. 合併等における新株予約権の交付
- 当社は、当社株主総会及び当社取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社又は資本下位会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転等の組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書等の規定に従い、新株予約権者に対して、組織再編により存続会社又は資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。
13. 新株予約権証券の不発行
- 当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
14. 新株予約権の行使に際して払込を取り扱う銀行又は信託会社及びその取扱いの場所
- 株式会社りそな銀行 北浜支店 (大阪市中央区北浜二丁目2番22号)
15. 新株予約権に関するその他の細目事項については、「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(別紙14) エース証券第10回新株予約権

エース証券株式会社第10回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

エース証券株式会社第10回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式1,000株とする。ただし、新株予約権割当て後、当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権のうち当該株式無償割当、株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 無償割当、分割又は併合の比率

また、新株予約権割当て後に当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合その他付与株式数の調整が必要とする場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の割当日

平成25年5月15日

4. 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使により交付される株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は180円とする。

なお、当社が行使価額を下回る払込金額で新株式の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

(2) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

6. 新株予約権の行使期間

平成27年6月1日から平成32年5月14日までとする。

7. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社株式の上場が確定した場合に本件新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員又は顧問であることを要する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合

従業員を定年又は会社都合により退職した場合

顧問を契約満了により退職した場合

その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合

- (3) 新株予約権者が死亡した場合で、死亡直前において当該新株予約権者が(2)の条件を満たしているとき、その相続人が新株予約権を承継し、これを行することができる。ただし、新株予約権の承継後、権利行使をする前に当該相続人が死亡した場合、当該新株予約権は即時失効するものとする。
 - (4) 新株予約権者が金融商品取引業を目的とする他の会社に就職、又は役員に就任した場合で、権利行使により当社に不利益を与えるおそれがあると認められるときは、新株予約権は即時失効する。ただし、当社取締役会の承認がある場合は、この限りではない。
 - (5) その他の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときはその端数を切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
9. 新株予約権の譲渡に関する事項
- 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分については、当社取締役会の承認を要する。
10. 当社による新株予約権の取得事由
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が7(2)及び(5)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
11. 1株に満たない端数の処理
- 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
12. 合併等における新株予約権の交付
- 当社は、当社株主総会及び取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社又は資本下位会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転等の組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書等の規定に従い、新株予約権者に対して、組織再編により存続会社又は資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。
13. 新株予約権証券の不発行
- 当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
14. 新株予約権の行使に際して払込を取り扱う銀行又は信託会社及びその取扱いの場所
- 株式会社りそな銀行 北浜支店 大阪市中央区北浜2丁目2番22号
15. 新株予約権に関するその他の細目事項については、「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(別紙15) 持株会社第7回新株予約権

株式会社エースホールディングス第7回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社エースホールディングス第7回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式1,000株とする。ただし、新株予約権割当て後、当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権のうち当該株式無償割当、株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 無償割当、分割又は併合の比率

また、新株予約権割当て後に当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合その他付与株式数の調整が必要とする場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の割当日

当社設立の日

4. 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使により交付される株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は180円とする。

なお、当社が行使価額を下回る払込金額で新株式の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

(2) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

6. 新株予約権の行使期間

平成27年6月1日から平成32年5月14日までとする。

7. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社株式の上場が確定した場合に本件新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員又は顧問であることを要する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合

従業員を定年又は会社都合により退職した場合

顧問を契約満了により退職した場合

その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合

- (3) 新株予約権者が死亡した場合で、死亡直前において当該新株予約権者が(2)の条件を満たしているとき、その相続人が新株予約権を承継し、これを行することができる。ただし、新株予約権の承継後、権利行使をする前に当該相続人が死亡した場合、当該新株予約権は即時失効するものとする。
 - (4) 新株予約権者が金融商品取引業を目的とする他の会社に就職、又は役員に就任した場合で、権利行使により当社に不利益を与えるおそれがあると認められるときは、新株予約権は即時失効する。ただし、当社取締役会の承認がある場合は、この限りではない。
 - (5) その他の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときはその端数を切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
9. 新株予約権の譲渡に関する事項
- 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分については、当社取締役会の承認を要する。
10. 当社による新株予約権の取得事由
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が7(2)又は(5)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
11. 1株に満たない端数の処理
- 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
12. 合併等における新株予約権の交付
- 当社は、当社株主総会及び当社取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社又は資本下位会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転等の組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書等の規定に従い、新株予約権者に対して、組織再編により存続会社又は資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。
13. 新株予約権証券の不発行
- 当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
14. 新株予約権の行使に際して払込を取り扱う銀行又は信託会社及びその取扱いの場所
- 株式会社りそな銀行 北浜支店 (大阪市中央区北浜二丁目2番22号)
15. 新株予約権に関するその他の細目事項については、「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(別紙16) エース証券第11回新株予約権

エース証券株式会社第11回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

エース証券株式会社第11回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式1,000株とする。ただし、新株予約権割当て後、当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権のうち当該株式無償割当、株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 無償割当、分割又は併合の比率

また、新株予約権割当て後に当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合その他付与株式数の調整が必要とする場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の割当日

平成25年11月1日

4. 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使により交付される株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は320円とする。

なお、当社が行使価額を下回る払込金額で新株式の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

(2) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

6. 新株予約権の行使期間

平成25年11月1日から平成32年10月31日までとする。

7. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社株式の上場が確定した場合に本件新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員又は顧問であることを要する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合

従業員を定年又は会社都合により退職した場合

顧問を契約満了により退職した場合

その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合

- (3) 新株予約権者が死亡した場合で、死亡直前において当該新株予約権者が(2)の条件を満たしているとき、その相続人が新株予約権を承継し、これを行することができる。ただし、新株予約権の承継後、権利行使をする前に当該相続人が死亡した場合、当該新株予約権は即時失効するものとする。
 - (4) 新株予約権者が金融商品取引業を目的とする他の会社に就職、又は役員に就任した場合で、権利行使により当社に不利益を与えるおそれがあると認められるときは、新株予約権は即時失効する。ただし、当社取締役会の承認がある場合は、この限りではない。
 - (5) その他の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときはその端数を切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
9. 新株予約権の譲渡に関する事項
- 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分については、当社取締役会の承認を要する。
10. 当社による新株予約権の取得事由
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が7(2)又は(5)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
11. 1株に満たない端数の処理
- 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
12. 合併等における新株予約権の交付
- 当社は、当社株主総会及び取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社又は資本下位会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転等の組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書等の規定に従い、新株予約権者に対して、組織再編により存続会社又は資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。
13. 新株予約権証券の不発行
- 当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
14. 新株予約権の行使請求の受付場所
- エース証券株式会社 総務部
15. 新株予約権の行使に際して払込を取り扱う銀行又は信託会社及びその取扱いの場所
- 株式会社りそな銀行 北浜支店 (大阪府中央区北浜二丁目2番22号)
16. 新株予約権に関するその他の細目事項については、「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(別紙17) 持株会社第8回新株予約権

株式会社エースホールディングス第8回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社エースホールディングス第8回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式1,000株とする。ただし、新株予約権割当て後、当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権のうち当該株式無償割当、株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 無償割当、分割又は併合の比率

また、新株予約権割当て後に当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合その他付与株式数の調整が必要とする場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の割当日

当社設立の日

4. 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使により交付される株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は320円とする。

なお、当社が行使価額を下回る払込金額で新株式の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

(2) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

6. 新株予約権の行使期間

平成26年4月1日から平成32年10月31日までとする。

7. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社株式の上場が確定した場合に本件新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員又は顧問であることを要する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合

従業員を定年又は会社都合により退職した場合

顧問を契約満了により退職した場合

その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合

- (3) 新株予約権者が死亡した場合で、死亡直前において当該新株予約権者が(2)の条件を満たしているとき、その相続人が新株予約権を承継し、これを行することができる。ただし、新株予約権の承継後、権利行使をする前に当該相続人が死亡した場合、当該新株予約権は即時失効するものとする。
 - (4) 新株予約権者が金融商品取引業を目的とする他の会社に就職、又は役員に就任した場合で、権利行使により当社に不利益を与えるおそれがあると認められるときは、新株予約権は即時失効する。ただし、当社取締役会の承認がある場合は、この限りではない。
 - (5) その他の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときはその端数を切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
9. 新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分については、当社取締役会の承認を要する。
10. 当社による新株予約権の取得事由
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が7(2)又は(5)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
11. 1株に満たない端数の処理
- 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
12. 合併等における新株予約権の交付
- 当社は、当社株主総会及び当社取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社又は資本下位会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転等の組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書等の規定に従い、新株予約権者に対して、組織再編により存続会社又は資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。
13. 新株予約権証券の不発行
- 当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
14. 新株予約権の行使に際して払込を取り扱う銀行又は信託会社及びその取扱いの場所
- 株式会社りそな銀行 北浜支店 (大阪市中央区北浜二丁目2番22号)
15. 新株予約権に関するその他の細目事項については、「新株予約権割当契約」に定めるところによる。